

別表1 (H29.4.1～)

ショートステイうれしの利用料金表

ショートステイうれしの利用にかかる料金は以下のとおりです

1. 介護保険の基準サービス

(※単位…円/日額)

(I) サービス利用に係る1日の利用料金 ※1	多床室					個室				
	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
全額(介護保険給付分を含む)	6,540	7,210	7,890	8,560	9,210	6,340	7,010	7,690	8,360	9,010
自己負担分	654	721	789	856	921	634	701	769	836	901

介護保険外の 自己負担額 (II)…食費 (III)…居住費	利用者負担額段階※3	(II) 食費	(III) 居住費(多床室)	(III) 居住費(個室)
	第一段階	300	0	320
	第二段階	390	370	420
	第三段階	650	370	820
	第四段階	1,380	840	1,150

※食費1,380円の内訳 朝食…380円 昼食…500円 夕食…500円

1日にかかる 自己負担額 (I)+(II)+(III)	多床室					個室				
	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
第一段階	954	1,021	1,089	1,156	1,221	1,254	1,321	1,389	1,456	1,521
第二段階	1,414	1,481	1,549	1,616	1,681	1,444	1,511	1,579	1,646	1,711
第三段階	1,674	1,741	1,809	1,876	1,941	2,104	2,171	2,239	2,306	2,371
第四段階	2,874	2,941	3,009	3,076	3,141	3,164	3,231	3,299	3,366	3,431

※1…『(I)サービス利用に係る自己負担額』の内訳について

○『(I)サービス利用に係る自己負担額』の内訳については以下のとおりです。(※単位…円/日額)

(I)の内訳	多床室					個室				
	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
①併設型短期入所生活介護費	599	666	734	801	866	579	646	714	781	846
②サービス提供体制強化加算(I)	18	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であることへの加算。								
③機能訓練加算	12	専従の機能訓練指導員を配置し、機能訓練を受けることができる体制への加算。								
④夜勤職員配置加算(I)	13	夜勤の時間帯(17時から翌朝9時)の間で介護が特に必要とされる時間帯に職員が基準(常勤換算で職員をご利用者25名様につき1名以上)を1名以上上回って配置されていることへの加算。								
⑤看護体制加算(I)	4	常勤の看護師を1名以上配置していることへの加算。								
⑥看護体制加算(II)	8	看護職員が基準(常勤換算で看護職員をご利用者25名様につき1名以上)を上回って配置され、24時間の連絡体制を確保していることへの加算。								
合計(①～⑥)	654	721	789	856	921	634	701	769	836	901

○おむつ代は介護保険給付対象となっており、上記①にふくまれていますので、ご負担いただく必要はありません。

○感染症や精神症状等により、医師が個室の利用が必要と判断された方について、個室を多床室分の料金でご利用いただく場合もあります。

※2…介護職員処遇改善加算(Ⅰ)について

○ご利用された月のサービス利用料金の合計金額に**8.3%**が加算され、その内の1割を利用者負担額としてお支払いいただきます。厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している事業所に加算されます。

※3…利用者負担額(段階)について

○世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けていらっしゃる場合は、施設利用の居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

第一段階	世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方または生活保護の方。
第二段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。
第三段階	世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方。
第四段階	上記以外の方。

※3…※1以外の加算、減算について

○ご利用の方のご状態やご利用状況に応じ、以下の加算、減算をさせていただきます。(※単位…円)

項目	内容	
送迎加算	184 /片道	施設による送迎をご利用いただいた場合の加算
療養食加算	23 /日	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合の加算
医療連携強化加算	58 /日	重度の方のご利用において、急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や、主治医と連絡が取れない場合等における対応を事前に取り決めなどした場合に加算
緊急短期入所受入加算	90 /日	ご利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に必要と認めた方に、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、7日(やむを得ない場合は14日)を限度として加算
長期利用に対する減算	△30 /日	30日を超えてご利用される場合の減算

○30日を超えてご利用される場合、介護保険が適用されずに全額自己負担となる日も発生します。

例：要介護度2 第四段階の方が 個室 を 2 日 と入退所時送迎をご利用

(Ⅰ)サービス利用の自己負担額…	701	(Ⅱ)食費…	1,380	(Ⅲ)居住費…	1,150		
介護保険自己負担分	701 円(1日)	×	2 日	=	1,402 円 …①		
送迎	184 円	×	2 回	=	368 円 …②		
療養食	0 円	×	2 日	=	0 円 …③		
処遇改善加算後	①+②+③ (1,770 円) + ①~③の合計の 8.3% =				1,917 円 …④		
食費・居住費	(1,380 円 + 1,150 円) × 2 日 =				5,060 円 …⑤		
	自己負担額 (④+⑤)				6,977 円		
自己負担の場合	7,010	+	1,380	+	1,150	=	9,540 円(1日)…⑥
	31日ご利用の場合の自己負担額 (④+⑤+⑥)				16,517 円		

2. 介護保険の基準外サービス

※1…1以外のサービスについて

○以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

サービス内容	概要と利用料金
①理髪	1回 1,800円(カット) (月に1回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただくことができます)
美容	1回 2,500円 (カットと洗髪) (月に1回、美容師の出張による調髪、パーマ、洗髪、顔剃等の美容サービスをご利用いただくことができます) ※パーマ等ご利用の場合は別途費用をいただきます。
②レクレーション、 クラブ活動	必要経費、材料代等の実費 (ご利用者の希望により生け花教室等の活動に参加していただくことができます。)
③複写物の交付	1枚につき 20円 (ご契約者のご希望により、サービス提供記録等の複写物を必要とされる場合に実費をいただきます。)
④利用者預り金等 管理事務等費用	1日につき 100円 (別途貴重品管理サービス契約書及び金銭出納管理サービス契約書を結ばせていただきます。)
⑤日常生活上 必要となる 諸費用実費	要した費用の実費 (日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。特別な食事、お酒、たばこ等を含みます。)

※2…利用の中止、変更について

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。(※単位…円)

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額。I参照)

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。